

○国際ソロプチミスト別府による国際学生奨学金規程

2000年10月24日

規程第477号

(目的)

第1条 立命館アジア太平洋大学に、国際ソロプチミスト別府のご芳志により、本大学に在学し将来、女性の地位向上、自立促進に貢献し得る人物を育成することを目的とする奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

2 この規程は、奨学金に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 奨学金を受けることができる者は、本大学の学部 に在学する者で、「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年10月4日、制令第319号）に定める「留学」の在留資格を有する者、または取得見込みの者で、かつ、私費で留学している女子学生とする。

(重複受給)

第3条 奨学金は、立命館アジア太平洋大学奨学金規程第5条第2項第1号に定める国際学生奨学金Aと重複して受給することはできない。

(採用人数)

第4条 採用人数は、2名以内とする。

(給付額)

第5条 奨学金の給付額は、年間12万円とする。

(給付期間)

第6条 給付は1年間を単位とする。

2 前年度の学業において優秀な成績を修めた場合は継続して採用し、最長2年間継続して給付することができる。

(出願)

第7条 奨学金の採用を希望する者は、所定の出願書類を学生部長に提出するものとする。

(選考および決定)

第8条 奨学金受給者の選考および決定は、学生委員会の議を経て、学生部長が行う。

(継続審査)

第9条 奨学金の継続審査は、毎年度、学生委員会が行う。

(取消し)

第10条 奨学金の受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を取り消

すことがある。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき
- (4) 継続審査により受給が適当でないと判断されたとき
- (5) その他、受給者として適当でないと学生委員会が判断したとき

第11条 削除

(実施細目)

第12条 奨学金に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

- 2 この規程は、国際ソロブチミスト別府から奨学金廃止の意思表示または篤志がなくなった場合に廃止する。

附 則

この規程は、2000年10月24日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附 則 (2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。